

陳述書

2011年2月20日

東京高等裁判所第21民事部 御中

京都府京都市中京区聚楽廻中町45

井田 泉 ㊟

1 私の経歴及び現在の地位

私は日本聖公会京都教区の司祭で、現在、京都聖三一教会の牧師を務めています。聖公会は、今回の裁判で原告（控訴人）となっている岸田静枝さん（以下、「岸田さん」といいます。）が信仰している、キリスト教の一教派で、英国国教会を母教会としています。

私は長年、日本聖公会の神学校である聖公会神学院の専任教員として、キリスト教の歴史や聖書の解釈等を神学生に教えていたこともあるので、キリスト教の信徒にとって、「日の丸・君が代」を強制されるというのはどういうことなのか、また、儀式における「起立」等の所作はどのような意味を持つのか等に関して詳しく陳述したいと思います。

私の経歴については、以下のとおりです。

- 1950（昭和25）年 生まれ
- 1972（昭和47）年 大阪外国語大学朝鮮語学科を卒業
- 1975（昭和50）年 同志社大学大学院神学研究科修士課程（歴史学専攻）を修了
同年 聖公会神学院に編入学
- 1977（昭和52）年 聖公会神学院卒業
日本聖公会京都教区下鴨基督教会・下鴨幼稚園に勤務
- 1978（昭和53）年 執事叙任（執事は「主教・司祭・執事」の三聖職位の一つ）
- 1979（昭和54）年 司祭叙任（同上）
- 1982（昭和57）年 立教大学文学部助手（キリスト教学科）
- 1985（昭和60）年4月 聖公会神学院専任教員
- 2000（平成12）年3月 聖公会神学院を退職
同年4月 日本聖公会大津聖マリア教会協働司祭
- 2001（平成13）年4月 日本聖公会京都復活教会牧師
- 2002（平成14）年4月 復活幼稚園園長兼任
- 2006（平成18）年4月 京都聖三一教会牧師（現職）
学校法人京都聖三一学園（聖三一幼稚園）理事長（現職）
- 2007（平成19）年4月 聖三一幼稚園園長兼任（現職）
富坂キリスト教センター「日韓キリスト教関係史研究会」主事（現職）

2 岸田さんのいわゆる「職務違反」とキリスト教信仰について

岸田さんは、勤務されていた小学校の入学式あるいは卒業式において、「君が代」斉唱の際に校長の職務命令に反して「起立しなかった」として処分を受けました。しかしキリスト者にとって「起立する」ということは信仰上極めて重要な意味を持っており、そのことを踏まえないままに議論がなされ決定が下されたことは大変不当なことであると考えます。岸田さんが受けた職務命令および処分は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と定めた憲法第 19 条、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と定めた第 20 条に違反すると私は考えますが、そのことは一般的に論じられるだけではなく、岸田さんという固有の人格と生活に即して考察されなければなりません。憲法が保障する「思想及び良心の自由」および「信教の自由」は、キリスト者である岸田さんにとって具体的に何であるかが検討されるべきであり、そうであってはじめて、「自由」に関する憲法の保障は内実を伴うこととなります。

そこでこの陳述書において私は、キリスト教における起立することの意味について、まずキリスト教の信仰が依拠する聖書において、次にキリスト教の信仰生活の中心である礼拝において、それがどのようなことであるかを明らかにしたいと考えます。

なおここで詳細述べることはしませんが、これまでの交流や岸田さんが書かれた文章から、岸田さんは真実のキリスト者であると私は強く感じています。ここで「真実」というのは、ただ形の上で信徒であるというのではなく、また自らの信仰をただ心の内側にのみ限定するのではなく、この社会の現実の中で、自らの信じる神に対して（言い換えれば信仰的良心に対して）真摯に忠実に生きようとしてこられた、という意味です。そのような信仰的生き方に忠実であろうとした結果、岸田さんは「君が代」斉唱の際に校長の職務命令に反して「起立しなかった」として処分を受けることになった、と私は理解しています。

聖書は次のように語っています。

「口でイエスは主であると公に言い表し、心で神がイエスを死者の中から復活させられたと信じるなら、あなたは救われるからです。実に、人は心で信じて義とされ、口で公に言い表して救われるのです。」新約聖書・ローマの信徒への手紙第 10 章 9 - 10 節（以下 10:9 - 10 のように略記）

このように聖書では「心で信じる」とこと、「口で公に言い表す」ことは一体とされており、一方を他方から分離することは信仰の根本を損なうこととなります。

キリスト者にとって、儀式や改まった場所で「立つ」ことは非常に重要な意味を持っています。なぜならそれは、キリスト教信仰の中心にかかわることだからです。信仰はもともと内面的な心、魂の深みに関わるものですが、同時にそれは生活、生き方となって現れます。

岸田さんのいわゆる「職務命令違反」（言い換えれば自らの信仰的良心にもとづいて起立しなかったこと）が「思想及び良心の自由」また「信教の自由」の表現の範囲として認められないのであれば、これは単に岸田さんのみならず、この国におけるキリスト教信仰の自由そのものを脅かすものである

との危惧を禁じ得ません。その意味でも、以下に記す事柄を丁寧に理解していただけるようにと願っています。

3 聖書の中での「立つこと」——キリスト教における起立の意義について（1）

ここではまず、キリスト教の信仰の源泉、土台、また基準である聖書の中で、「立つ」ことがどのように述べられているかを取り上げます。

聖書は、イエス・キリスト以前を伝える旧約聖書と、イエス・キリスト以後を伝える新約聖書に分けられますが、旧約聖書の代表的人物を取り上げるとすればまずモーセです。このモーセをとおして、旧約（神と人との古い契約）が成立しました。この古い契約を継承しつつ、それを乗り越えて新しい段階を切り開いたのが新約（イエス・キリストにおける新しい神と人との契約）であるとキリスト教では理解しています。

さてモーセ（紀元前 13 世紀）が次のように呼びかけられている聖書の箇所があります。神がモーセを呼ぶところです。

（1）「朝、シナイ山に登り、山の頂でわたしの前に立ちなさい。」出エジプト記 34：2

このように「呼ばれ命じられて神の前に立つ」ということがキリスト教信仰の基本的姿勢の中にあります。ここで注意したいのは、モーセがただ内面において神の前と対峙し、神の声に耳を澄ましたというばかりではなく、物理的、肉体的に山の頂で神の前に「立った」、ということです。神の前に立つところから、モーセ自身と彼が率いているイスラエル民族の新しい歩みが始まります。この山の上でモーセが神から石の板に刻んで与えられたとされるのは、いわゆる「十戒」です。「十戒」は、例えば第 9 戒に「隣人に関して偽証してはならない」（出エジプト記 20：16）とあるように、神を信じる人々の生活の指針を示すもので、ただ心のあり方のみを指示するものではありません。

（2）「ピネハスが立って祈ると、疫病はとどめられた。」詩編 106:30

詩編は旧約聖書全 39 巻のうちの 1 巻をなすもので、言わば信仰の詩集です。その中には歴史上の人物が時折登場します。ここに出て来るピネハスとは、モーセの兄弟アロンの孫に当たる人で、神と人々の間に立つ「大祭司」としての役割を果たした人です。人々の悪のゆえに疫病が流行したとき、ピネハスは祈りと行動によって神の怒りを静めたとされます（旧約聖書・民数記 25：6-15）。この詩編の言葉で注目したいのは、ピネハスが「立って」祈ったことです。＜1＞のモーセの場合とも共通しますが、「立つ」という行為は、自分の信仰と生活を託している究極的存在（神）との関係において、もっとも真剣な姿を表現します。神の前に、神に向かって立つとき、自分がどのように生きるか、どの方向に向かって歩むか、ということが重要な事柄となります。

以上は旧約聖書の例ですが、次に新約聖書の場合を見てみます。

- (3) 「イエスはそこをたち、通りがかりに、マタイという人が収税所に座っているのを見かけて、『わたしに従いなさい』と言われた。彼は立ち上がってイエスに従った。」 マタイ 9:9

マタイという人がイエスを信じて弟子となる場面です。イエスに呼びかけられたとき、マタイは「立ち上がって」イエスに従った、と書かれています。キリスト教信仰を一言で言い表すとすれば、「イエスの呼びかけを受けて、イエスを信じて従う」ということです。「立ち上がって」という言葉がマタイの信仰の出発を表現しています。立ち上がることは、求められた道に向かって決意し、行動を開始することです。

- (4) 「また、立って祈るとき、だれかに対して何か恨みに思うことがあれば、赦してあげなさい。」
マルコによる福音書 11:25

「立って祈る」のは<2>のピネハスの場合と同じですが、ここで言われているのはイエスの言葉を聞く人たちについてです。ことにキリスト者は、これを自分に語られている言葉として読みます。祈るとは神に対して語りかけることです。祈るのはもちろん「立って」するとは限りませんが、特に意識して決意を持って祈るとき、「立って祈る」ことが古くからの伝統としてあり、今日の教会での礼拝においてもそれは継承されています。聖公会の礼拝の場合、このことが顕著です。これについては後述します。

- (5) 「イエスはお育ちになったナザレに来て、いつものとおり安息日に会堂に入り、聖書を朗読しようとしてお立ちになった。」 ルカ 4:16

キリスト教の信仰の対象であるイエスが、礼拝の中の聖書朗読に際して「立った」姿をここに見ます。キリスト者は心の目でイエスが立つ姿を見つめます。礼拝をはじめ重要な場面で立つとき、イエスの立つ姿をいつも思い浮かべるわけではないにしても、ある種厳粛な思いを持つこととなります。

- (6) 「ステファノは聖霊に満たされ、天を見つめ、神の栄光と神の右に立っておられるイエスとを見て、『天が開いて、人の子が神の右に立っておられるのが見える』と言った。」 使徒言行録 7:55
- 56

これはキリスト教の最初の殉教者とされるステファノが、石撃ちの迫害を受けて殺される場面です。ここで言う「人の子」とはイエスのことです。これを読めば、<5>と同様、信徒の心にはイエスの立つ姿が刻まれます。このときステファノが見たのは「立っている」イエスの姿でした。ステファノはおそらく、苦しみを受けて死のうとする自分のために立ち上がって手をさしのべようとする（彼を引き受けようとする）イエスを見たのでしょう。

- (7) 「目を覚ましていなさい。信仰に基づいてしっかり立ちなさい。雄々しく強く生きなさい。」 コリントー 16:13

これはキリスト者のあり方、生き方を指示し励ます言葉です。信仰に基づいてしっかりと生きるこ

と、自分の信仰的良心に従って行動すべきことを呼びかけています。

- (8) 「だから、わたしが愛し、慕っている兄弟たち、わたしの喜びであり、冠である愛する人たち、このように主によってしっかりと立ちなさい。」フィリピ 4:1

<7>と同様、キリスト教を世界に広めたパウロの言葉です。パウロは元はキリスト教に対する迫害者。後に回心してキリスト教の伝道者となり、以前とは反対に多くの迫害を受けることになりました。「しっかりと立って生きる」ことが勧められています。ここに「主によって」という言葉が付けられています。「主」とはイエス・キリストのことです。信仰的良心に従って生きることは、キリストに支えられること、さらに言えばキリストと一体となることです。

- (9) 「立って、真理を帯として腰に締め、正義を胸当てとして着け」エフェソの信徒への手紙 6:14

<7><8>と同様、パウロの言葉とされているものです。キリスト者としての生き方が強い言葉で語られています。世の中のあり方に自らを合せるというのではなく、「真理」と「正義」を実現しようとして生きることが信仰者の生き方です。「帯」「胸当て」というのは自分の身を守り整える装備、武具です。「真理を帯として腰に締め、正義を胸当てとして着け」というのは、信仰者がそのように努力するというだけではなく、「真理」と「正義」自体が、それを実現しようとする信徒を守ってくれることを意味しています。

以上、聖書の中から「立つ」ことの意味を概観しました。「立つ」ことは単に形式なものではなく、そこにこめられた内容、生きる方向、姿勢、決意、そして行動に関わるものです。キリスト者は、聖書から信仰の内容と精神を学びます。信仰は、人の内面のものであると同時にその人の生き方に関わるものであり、現実の社会の中での態度、行動となって現れるものです。「信教の自由」と言う場合、キリスト教信仰の立場からすれば、それは信仰の内面と外への現れ（表現・行為）の両方を保障するものでなくてはなりません。

4 礼拝の中で「立つ」こと——キリスト教における起立の意義について（2）

聖公会は、16世紀、イングランドの教会がローマ・カトリック教会から分離独立して始まった教会です。宗教改革によって始まったという意味ではプロテスタントですが、ローマ・カトリックの制度や儀式をかなり多く継承しました。その意味でカトリックとプロテスタントの中間に位置する教会と言えるでしょう。

例えば私は「司祭」という職位を持ちますが、これはカトリックの聖職制度を継承したものです。また私は「京都聖三一教会牧師」の任（職務）にありますが、「牧師」という言葉はプロテスタント教会の用語です。聖公会の場合、司祭が特定の教会の責任者とされるときに「牧師」として任命されます。司祭が学校や病院、施設に派遣されて働く場合には「牧師」とは言わず、「チャプレン」と呼ばれ

ます。病気その他の理由により「牧師」あるいは「チャプレン」の職務を解かれることになったとしても、「司祭」であることには変化はありません。この点はカトリックと同じです。

聖公会の大きな特徴の一つは、『祈祷書』という定められた式文によって礼拝するということです。日本聖公会は現在、『日本聖公会祈祷書』（1990）を用いており、日曜日は通常「聖餐式（ミサ）」という礼拝を行います。聖餐式とは、イエス・キリストの最後の晩餐を起源、また根拠とするもので、言わば最後の晩餐を再現（追体験）しようとする礼拝です。この礼拝の終わりのほうで信徒は、司祭がこの礼拝の中で聖別したパンとぶどう酒をキリストの命（「キリストの体」「キリストの血」）として受けます。キリスト教の礼拝としてもっとも重要なものです。

ここでは聖餐式の中で「立つ」ことがどういう場合になされるかを順を追ってたどり、「立つ」ことの中に込められる意味や精神を確認します。

(1) 参入

聖餐式本文の始まりである「参入」のところには「一同立つ。」とルブリック（所作等についての指示を小さい文字で印刷したもの）が書かれています。わたしたちは立って「主イエス・キリストよ、おいでください」と呼びかけて礼拝を開始します。イエス・キリストを立てて迎えるのです。

(2) 福音書朗読

旧約聖書、使徒書の朗読の後、「次に一同立つ。」とルブリックに記されています。福音書はイエス・キリストの生涯、その言葉と行動を伝える聖書文書であり、その重要性から一同立って福音書朗読に耳を傾けるのです。

(3) ニケヤ信経

聖書朗読と説教の後に、定式化された伝統的なキリスト教信仰箇条であるニケヤ信経または使徒信経を唱和します。このとき、ルブリックは「一同立って歌いまたは唱える。」と指示しています。この信仰箇条は、神に対する信仰告白であると同時に、世界に対する信仰の宣言でもあります。これは信仰の内容を一同で言葉によって確認するものですが、同時に、信徒がこの世界の中でこの信仰に従って生きることを促される場面でもあります。

(4) 代祷

ニケヤ信経に続くのは、教会と世界のために祈る代祷（執り成しの祈り）です。ここでもルブリックは「一同立つ。」と記しています。「聖書」の項<2>と<4>で挙げた「立って祈る」ことが、ここに文字どおり継承されています。代祷では、隣り人、悩む人、病気の人など、さまざまな人々のことが祈られますが、それに先だって「すべての国（ことに——）の人びとに知恵を与えて正義と平和の道に導いてください」という祈りがささげられます。正義と平和の実現は、聖書に基づくキリスト者の切なる祈りです。「立って祈る」というのは真剣な姿勢を示すと同時に、それが単に個人的なものではなく、信仰共同体である教会の公的なものであることを表しています。

(5) 派遣の唱和

聖餐式は司祭による祝福に続く「派遣の唱和」で閉じられます。「一同、立って次の唱和を用いる。」とルブリックに記されています。礼拝において経験したことを大切に保ち、この世界に実現していこうという決意で立ち上がります。式文内容は次のとおりです。

「執事または司祭 ハレルヤ、主とともに行きましょう
会衆 ハレルヤ、主のみ名によって アーメン」

5 おわりに

以上、聖書と礼拝の両方にわたって見てきたように、キリスト教信仰において「起立する」という行為は決定的に重要な意味を持っています。逆に言うと、この信仰、姿勢に一致しない趣旨で「立つ」ことを強制されることは、信仰そのもの、生きていることそのものを脅かされ、否定されることになるのです。

キリスト者は聖書と礼拝によって養われます。聖書と礼拝によって養われた真摯なキリスト者であれば、神に対する思いと隣人に対する思いは相互に密接に関わることになり、両者を切り離すことは不可能です。神への感謝の思いは隣人に対するまごころからの行為となり、反対に隣人に対する負い目は神への懺悔となります。歴史の中で「君が代」がどのような役割を果たしてきたかを知れば、心に痛みが起こり、自分はどう生きるべきか、どういう行動をとるべきかを問われることとなります。この痛みと問いは「信仰的良心」と呼ぶべきものです。痛みと問いを伴う信仰的良心は、神への真実と隣人への真実のあり方（行動）を促してきます。岸田さんの場合、それが君が代斉唱時の「不起立」という結果となったことはキリスト教信仰の立場からして十分理解、肯定できることであるばかりか、言わば必然性を持つものであると考えます。

信仰的良心によって「不起立」を選択せざるを得ない人に対し、校長および東京都教育委員会が職務命令をもって起立を強制し、さらに度重なる処分を行ったことは、信仰的内面と信仰者の生活全体を圧迫し、耐えがたい苦痛と損害を与えたものであり、速やかにその取り消しが行われなければならないと考えます。

東京高等裁判所におかれましては、上記のようなキリスト教信仰に深く関わる岸田さんの「不起立処分」の件について、十分に審理を尽くし、公正な判断を行ってくださいますように心から願うものです。